平成２６年（フ）第４３号
秋田県横手市大森町八沢木字大平89番地
債務者　守屋　良道
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２４号
石川県輪島市二勢町44番地　市営二勢住宅W棟504号室、前住所北海道千歳市豊里２丁目14番３号
債務者　根岸　賢一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２６９号
北海道茅部郡森町字赤井川30番地14
債務者　金澤　直道
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７０号
北海道茅部郡森町字赤井川30番地14
債務者　金澤真由美
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７７号
函館市富岡町２丁目20番７号
債務者　長谷川嘉昭
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４５２号
大阪市浪速区桜川２丁目10番２―1111号
債務者　橋場愛こと　朱　　成愛
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６６号
大阪市北区本庄東３丁目６番28号
債務者　武内　信幸
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６４９号
大阪府八尾市上尾町２丁目８番地　メゾンドボヌール103号
債務者　大方　康博
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６４号
大阪府豊中市蛍池南町２丁目11番４―301号、前住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目24番16―606号
債務者　林　　紀生
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０６号
大阪市天王寺区勝山２丁目10番８号　シティハイツ四天王寺101号
債務者　森　　陽造
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９２号
大阪市西淀川区佃１丁目26番３号　千舟リバーサイドヴィラＣ棟805号室
債務者　矢尾　準二
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３８号
大阪市淀川区十三東４丁目３番23号　調和マンション502号
債務者　尾脇万里子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４２号
大阪市東淀川区大桐３丁目21番２号　クリーク大桐402号
債務者　前田　隆昌
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２０８号
大阪市西淀川区大和田２丁目４番６―501号
債務者　岩谷　幸代
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２０９号
大阪市生野区新今里１丁目10番16―608号、前住所大阪市平野区背戸口４丁目９番２号
債務者　井原　正志
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７２号
大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11―601号
債務者　坂口　勝美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７９号
大阪市住之江区新北島７―２―27―1405、住民票上の住所大阪府守口市東郷通１丁目１番４号
債務者　村瀬　智恵
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部